

貨物自動車運送事業者の許可の取消処分

関東運輸局自動車運送事業安全管理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260625	ビダン株式会社(法人番号5030001160752) 代表者峯岸伸一	埼玉県八潮市古新田1042-3	東京営業所	東京都葛飾区西水元3-18-3	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第33条	令和8年2月25日付け輸送施設の使用停止及び付帯命令書により、令和8年3月27日から同年5月25日までの間、輸送施設の使用停止が命じられているにも関わらず、使用を停止する期間において、使用の停止を命じられていた輸送施設の自動車登録番号標を偽造して貨物自動車運送事業を行っていたことを端緒として、令和8年5月1日及び同年5月25日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1)輸送施設の使用停止及び付帯命令違反(貨物自動車運送事業法第33条)	24	24

※事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。